
[優秀賞]

「生き直しの場」を模索すること

菅原直美 札幌弁護士会・63期

はじめに

弁護士を志した当初から、私は刑事弁護に魅力を感じていた。

しかし、自分でもなぜ魅力を感じるのか、その理由を明確に捉えることができなかつた。そのため、人から「なぜ刑事弁護をやりたいのか」と問われても、うまく答えることができなかつた。

そんな頼りない私が、古都奈良での修習生活において、なぜ刑事弁護をやりたいのかという質問への

答えを示してくれる、大切な言葉と出会うことができた。

それは、「刑事手続は被疑者・被告人にとっての『生き直しの場』である」という、故高野嘉雄先生の言葉だった。

この言葉は、私に、被疑者・被告人にも「人生」があること、そしてその人生への前向きな関わりこそが、刑事弁護の本質であることを教えてくれた。

この言葉と出会って、私は、刑事手続の中で被疑者・被告人と呼ばれる人たちの「人生」について真剣

に考え行動すること、そして彼らの人生を少しでも良い方向へと導くことに、刑事弁護の魅力を感じているのだと気づいた。

その後、私は2010年の12月から弁護士として働き始めたのであるが、私の刑事弁護活動は、言い換えれば被疑者・被告人の「生き直しの場」を模索する、地道な活動の積み重ねである。

本稿は、ある1つの事案を取り上げているが、事案の紹介よりもむしろ、弁護士として駆け出したばかりの私が、ない知恵を絞り、ない経験をフットワークで補いながら、「生き直しの場」を模索しているプロセス自体を紹介させていただきたく、作成するものである。

事案の把握

1 事案の概要(ただの「万引き」事案ではない予感)

本件は、20代半ばの男性が、北海道のとある地方都市において、レンタルビデオ店から、レンタル用DVD40枚(時価合計10万円以上)を窃取した事案である。

私以外の弁護士(以下、「S弁護士」という)が当番弁護でこの男性(以下、「Mくん」という)と面会したものの仕事の都合で受任できなかったことから、私が本件の被疑者国選弁護人に選任された。

S弁護士からの電話で事案の概要を聞いた私は、窃取したDVDの量が「万引き」と呼ぶにはあまりに多かったことから、本件には何か特殊事情があるのではないかと感じた。

2 Mくんを知るプロセス

(1) 初回面会前(事案の把握と、母との面会)

ア 事案の把握

S弁護士から電話を受けた日の夜、S弁護士の車で、私はMくんと初回面会に向かった。

同車内において、S弁護士が当番面会時に聞き取った内容についての引き継ぎを受けた。そこで、

- ・Mくんが療育手帳を取得していること(第2種知的障がい者適用)
- ・MくんのIQが40台後半であること
- ・逮捕後の勾留について、Mくんは「こんなところは

1秒でも居たくないから出して欲しい」と駄々をこねており、その姿がS弁護士にはわがままに映っていること

などの情報を得た。

私は、本件の特殊事情は、Mくんの障がいにあることを知った。しかし、障がいについて知識のない私には、この時点で弁護活動の具体的なイメージを掴むことはできなかった。

イ 母との面会

Mくんと面会する前に、Mくんの母からMくんの診断書や療育手帳の写しをもらうため、Mくんの家を訪問した。なお、Mくんの父親はすでに亡くなっており、Mくんと母、兄の3人家族である。

Mくんの母は、

- ・Mくんが本件のような「万引き」を繰り返しており、家には盗品と思われるDVDが山のように積み上げてあったこと
 - ・Mくんの兄が重度の精神障がい者であり、Mくんの母はその兄の世話でつきっきりであること
 - ・Mくんは、兄の問題行動(トイレに数時間こもったり、窓ガラスを割る等)によって迷惑を被っていること
 - ・Mくんは寄宿舎のある養護学校でいじめに遭い逃げ出してきてから、学校にも仕事にも行かずに実家で暮らしていること
 - ・Mくんは毎日公園や図書館に行っているが、いつも1人で過ごしていること
- 等Mくんの今までの人生や、今の生活について語っていた。

私は、Mくんには障がいがあるが、Mくんの母は兄の世話に追われており、家族にはMくんの生活への配慮やサポートをするような余裕がないと感じた。

(2) 初回面会

Mくんは、面会室に入っても、私やS弁護士とは目をほとんど合わせなかった。また、実年齢は20代後半なのだが、「ボク早くここから出してよ～」と子どもっぽいふてくされた口調であった。

私は、Mくんから、

- ・被疑事実には間違いはないこと
- ・窃盗をした理由が、「DVDなくなるのが我慢できないんだよー。もう手に入らないのもあるんだから、ないとすごく不安なの!」という独特の理論に基づ

くこと

- ・Mくんの家にDVDを再生する機械がないこと
- ・前科はないこと
- ・余罪が多数あること(事件にはなっていない)
- ・「おねえさん(私のこと)、こんなところやだ。泣いちゃうし、頭壁にぶつれたりする！ 今日出して！」と勾留に我慢できない状態であること

等を聞き出した。

私は、すぐ出ることではできないこと、どんな理由でも窃盗は犯罪であること、私が代わりにお店に謝ってくること等を説明した。

Mくんには、独特の雰囲気や考えがあり、単なる知的障がいではなく、ほかにも精神疾患があるように感じた。

3 弁護方針の決定(Mくんにとっての「生き直し」とは)

初回接見を終えて、私は、今回の事件が彼の人生の分岐点になると感じた。

今までMくんは同種の犯行を繰り返しており、その原因は、Mくん独特の理論と、規範意識のなさである。この原因をなくすかもしくは十分なフォローをしなければ、Mくんは今後も犯罪を繰り返すことになるだろう。

Mくんの「生き直し」のためには、①Mくんの独特の理論の解明とこれに対するフォロー、②Mくに規範意識を植えつけること、が必要である。

この2点を克服し、Mくんがもう万引きをしないようになること、さらに障がいを持ちながらも幸せな人生を歩む方向を模索することが、本件の「生き直しの場」の模索であり、私の弁護方針となった。

弁護活動

1 弁護活動の流れ

まず、①Mくん独特の理論の解明について、私は障がいや精神疾患について無知であるから、専門的知識のある福祉関係者にMくと面会をしてもらい、Mくんの障がいについての意見をもらう必要があった。

次に、②規範意識については、検察官と面会のうえ、終局処分をにらみながらどのように規範意識を

植えつけるか作戦を練る必要があった。この検察官面会での感触如何によって、被害店舗への接触のタイミングを決めることとした。

さらに、再犯防止の観点から、Mくんの母との連携と再犯防止に向けた助言が必要であると考えた。

2 福祉関係者との同行面会

Mくんの独特の理論解明のため、早急に福祉関係者に同行してもらい面会する必要があったのだが、私にはそのような面会を頼める福祉関係者の知り合いはいなかった。

そこで、まずはMくんが社会に戻った際に支援を受けられそうな施設を探し、その施設の方に面会をしてもらうことで、理論の解明と環境調整のどちらにも協力をお願いしようという、一石二鳥の作戦をとることとした。

(1) Mくんの希望

初回面会の際から、Mくんは福祉施設への不信を口にしていった。本人は、今まで数回、福祉施設に行ったことがあるようだが、そこで福祉関係者が施設に来るよう強制したことや、いじめを見て見ぬふりをしたことに対して不信感があるようだった。

Mくんの言い分がすべて正しいとは思わなかったが、なるべく本人の希望を尊重し、あまり強制力のない福祉関係の施設をインターネットや役所への問合せによって調べたところ、運よく知的障がい者の自立を支援・サポートする施設を見つけることができた。

私は、その施設に飛び込みで電話をかけ、Mくんへの面会同行および社会に戻った際の支援をお願いした。

飛び込みの電話にもかかわらず、施設の職員の方(以下、「Kさん」という)は、面会について快く応じてくださり、支援も本人の意思があればという前向きな回答をしてくださった。

(2) 施設訪問

Mくと面会する警察署と、支援をお願いする福祉施設が近かったこともあり、私は面会の前にその施設を訪問することができた。

小さな作業所であったが、Mくんと同じように障がいのある男女が、みんなで楽しそうに作業(一口ゼリーを詰め合わせる作業)をしていた。

実際に私の目で施設を確認したことは、その後Mく

んからの「どんな仕事?」「手を洗う場所はある?(彼は潔癖性)」という素朴な質問攻めに答えるという点でも、また一般的に私の経験として福祉の現場を見るという点でも、非常によかったと思う。

(3) Kさんを同行しての面会(Mくんの自閉症傾向の発見)

Kさんを同行したため一般面会となったが、警察に口頭で申し入れ、30分の面会時間を確保した(実際は事実上粘って45分ほど面会した)。

このような延長が認められた理由について、以下は私の推測であるが、留置管理の方に対しては事前に、Mくんの障害やKさんに同行してもらおう意味を具体的に説明した。そのため、留置管理の方が私の弁護活動の意味を理解し、弁護士面会に準じたものとして、多少の時間オーバーを多めに見てくださったものと考えている。

また、Kさんの面会を横で見ることができたことは、とても有意義だった。それは、Mくんに対して、どのように問いかければ彼が話しやすいのかを見て学ぶことができたからである。

Kさんは、Mくんの幼い口調に合わせて、ゆっくりと優しく話しかけ、Mくんの言うことを否定することはなかった。Mくんが答えられない質問は、聞き方を変えるか、もしくは聞くのをやめていた。

(4) Kさんからの助言

面会を終えた後、Kさんは、Mくんには自閉症の傾向があり、それがMくん独特の理論の原因であると話してくれた(弁護方針①のうち、独特の理論の解明)。

自閉症の典型症状の1つとして「こだわり」行動(異常なほど1つまたはいくつかの対象に興味を示すこと)がある。Kさんによる本件の見立ては、MくんにはレンタルDVDに対して異常なこだわりがあり、DVDが店頭からなくなることがMくんにとっては真に耐えられずに本件犯行に及んだというものであった。その見立ては私には到底思いつかないものだった。

また、Kさんは、Mくんの自閉症傾向に対しては、周囲がそれを理解し、その傾向に合わせた福祉的支援をすることが再犯防止につながるのではないかと述べた。具体的には、Mくんの場合には、刺激つまりDVDに近づかない環境作りが必要とのことであった(弁護方針①のうち、独特の理論へのフォロー)。

Kさんの助言は、私の弁護活動に大きなヒントとなった。私はこのヒントを受け、検察官に対して、

- ・不起訴処分を求めること
- ・刑事処罰ではなく、福祉支援の必要性
- ・福祉支援の環境調整は弁護士が行うことを訴えるとともに、その内容を実行することを次の目標とした。

3 検察官との面会(事件の見方のぶつけ合い)

検察官は、Mくんの万引きが度を越していることから、Mくんには厳しい刑事処分が必要なのではないかと語った。また、知的障がい者だからといって刑事処罰の必要性は変わらないという私見を述べていた。

私は、検察官に対して、Mくんには知的障がいのほかに、診断書には書かれていない自閉症の傾向があること、それが本件犯行と密接に関わっていること、Mくんの再犯防止には福祉的支援が必要かつ適切であることを訴えた。

また、検察官は、刑事処罰によることなくMくんに規範意識をどのように植えつけるのかという疑問を述べていた。

これに対し、私は、Mくんが初めての勾留で相当まいつていること、「もうこりごりだ」と話しており、本件の身体拘束自体がMくんにとっては処罰となっていること、「こんなところはいやだ、もう絶対しない」などと述べており彼の中に規範意識が芽生えていることを説明した(つまり、弁護方針②規範意識の植えつけは、私がとくに何をしなくても刑事手続の中で達成されてしまったということであり少し情けなかった)。

検察官は興味深そうに聞いていた。

検察官面会を終え、私は、検察官の見方は厳しいものの、Mくんの自閉症や福祉支援には興味を示していた態度から、示談等を整えて意見書を提出すれば、起訴猶予も十分に狙うことができると感じた。

4 環境調整

(1) 被害店舗へのアプローチ

被害店舗はレンタルビデオ店であるが、同店舗の店長は、Mくんの母に対して余罪の分を含めて100万円以上の被害弁償を求めていた。

私は被害店舗の店長に会いに行き、まずは被害状

況や店長の率直な意見を聞いた。店長は、Mくんの母に対して100万円の被害弁償を求めたいと述べた。

私は、弁償とは本来はMくんの母ではなくMくん本人がすべきであることや、Mくんの自閉症傾向が本件犯行に関わっていること、刑事処分よりMくんを同店舗への出入り禁止にするほうがより効果的であること等を説明した。

しかし、店長がよい反応を示さなかったことから、私はその日の示談成立をあきらめ、後日あらためて伺うこととした。もっとも、店長から最近の万引き被害の多さなどの「ぼやき」も聞かれたため、店長と信頼関係を構築することは可能だと感じた。

私は、店長の怒りを収めるため、Mくんの母になんとか10万円の被害弁償金を用意してもらった。また、Mくんの家にある余罪の被害品(大量のDVD)をすべて私が責任を持って被害店舗に返還することとした(この点は事前に警察に問題がないかを確認した)。この内容を店長に提案したところ、「余罪の被害品が戻るなら被害弁償は10万円でも構わない」という返事をもらうことができた。

なお、警察は余罪についてもすでに証拠品の写真を撮る等の捜査を行っていた。しかし、Mくんの犯行が防犯カメラに写っておらず、客観的な証拠が不十分であるとして捜査を終了させ、被害品もMくんの自宅にそのまま残していた。

弁護人である私が、余罪の被害品について警察に連絡を取り、被害者への返却を確認したことが正しかったのかは、今でも迷いがある。しかし、上記した余罪捜査の顛末をMくんの母から聞いたことや、被害品をMくんの手元に残しておくことがMくんに対する悪い刺激となり再犯の呼び水となる可能性が強いと判断し、私は、私の手で余罪の証拠品を被害店舗に返還することを決めた。そして、捜査妨害ととられないように警察に連絡した。

後日、私は、被害弁償金と段ボール箱いっぱいのDVDを携えてあらためて被害店舗に赴いた。店長は私を見て、「弁護士って、こんなことまでして、大変ですね……」とねぎらいの言葉をかけてくれた。私は「仕事ですから」と答えた。

この2回目の訪問で、宥恕文言入りの示談書を取り交わすことができた。

さらに、店長は、示談書のみならず、私がダメもと

(つまり断られることを覚悟のうえ)で用意した、検察官に対し店長が意見を述べる形式の「意見書」にもサインしてくれた。その「意見書」には、店長が刑事処分よりも福祉による自立支援を望むことが記載されていたが、店長はさらにMくんの再犯を防止するため、自ら入店禁止の文言を書き加えるという嬉しいおまけも付けてくれた。

(2) Mくんの母との連携

私は、Mくんの母に対しても、Mくんの本件犯行は彼の自閉症傾向に原因があること、再犯防止のためには刺激つまりDVDから遠ざけることが必要であることを説明した。

Mくんの母と私は、Mくんが日中1人で出歩く本件犯行までの生活を変え、福祉施設に通う習慣をつけさせることで刺激から遠ざけることが適切と考えた。

もっとも、私は、私見として、本件の被害店舗以外にMくんの徒歩圏内にはいくつかレンタルビデオ店が存在したため、Mくんの再犯の可能性はゼロではないと考えていた。

そこで、もし終局処分で起訴猶予となった場合に再犯が起りうることを想定し、Mくんの母に本件後も私たちが連携する必要性があることを話した。具体的には、Mくんの所持品や動向に注意して、再犯をできるだけ早急に発見すること、発見した場合には速やかに被害品を返したうえで同店を出入り禁止にしてもらうこと、必要ならばいつでも私に連絡すること、等を助言した。

5 検察官に対する意見書の提出

このような活動を経て、私は検察官に対し、Mくんを起訴猶予にするよう求める意見書を提出した。

同意見書には、日本自閉症協会ホームページより抜粋した自閉症の診断基準と、示談書、店長作成の意見書、Mくんの福祉による自立支援の報告書などを添付した。

その後、Mくんは起訴猶予処分となり、釈放された。

6 まとめ(終局処分後の支援)

終局処分後、私はMくんとその母とともに、福祉施設を訪問した。Mくんの移手段は徒歩であるから、Mくんの家から施設までの道のりを教えることがMくんに説明した目的である。しかし、私が同行した真の

目的は、Mくんだけでは施設に行かないことが十分に予想されたため、Mくんを1度でも施設に連れて行くことであった。

Mくんと母、私は、片道40分ほどの道のりをてくてくと歩いていった。

誰かがいい言葉を言ったわけでもないのだが、真夏の北海道のからりとした暑さの中を3人でのおんびり歩いた光景が、今でも印象に残っている。

私が模索した、Mくんにとっての「生き直しの場」はここで終わり、ここからは生き直しの「道」となって、Mくん自身が歩いていくのだと実感したからなのかもしれない。

Mくんは、その後少しずつではあるが、施設に通い始めている。

結び

私の弁護活動は、被疑者・被告人がMくんのように障がい者であっても、そのほかの特徴があっても、

なくても、基本的に変わらない。常に、目の前の人にとっての「生き直しの場」を模索することが、私にとっての刑事弁護である。

それゆえ、私の活動には、刑事法には載っていないことがたくさん含まれていて、「本当にそこまでする必要あるのか」、「それは弁護士の仕事なのか」と問われうる、賛否両論の活動だと思っている（それゆえ、私の仕事を常に応援しサポートしてくれている私の所属事務所に、この場を借りて心から感謝を申し上げる）。

しかし、私自身は、刑事弁護に取り組むことが、素直に楽しい。それは、誰かの「生き直しの場」に関わるのが、誇りだからである。

私は、弁護士バッジを付けているから弁護士なのではなく、目の前に被疑者・被告人がいて、彼らの「生き直しの場」に真剣に関わることができるからこそ弁護士なのだ、という今の気持ちを忘れず、これからも地道な活動を積み重ねていきたい。

(すがわら・なおみ)